

# 根古谷台遺跡保存活用計画について【概要】

## 第1章 計画策定の沿革と目的

### (1) 計画策定の沿革

根古谷台遺跡は、縄文時代前期に形成された遺跡であり、全国的に見ても最大級の建物跡群が見られ、墓域内の数基の墓穴からも極めて貴重な玦状耳飾・首飾等が出土している。縄文時代の社会構造・精神生活を探る上で、極めて重要な遺跡であることから、昭和63年5月17日に国史跡に指定された。本市では、本遺跡の保存・活用を地域ぐるみで後世に継承するため、昭和63年4月に「保存整備基本構想」を、平成元年に「保存整備事業基本計画」及び「実施設計」を策定した。国庫を活用して本遺跡を整備し、平成3年3月20日に「つつのみや遺跡の広場」をして開園。平成18年度には、西山文化財愛護会を指定管理者とし、管理運営を行っている。

開園から34年が経過し、建物や施設の劣化等の課題が出てきたことから、将来の再整備を見据えた保存活用計画を新たに策定することとした。

### (2) 計画策定の目的

宇都宮市では、令和6年12月に「宇都宮市文化財保存活用地域計画」を策定。この中に、本計画が位置づいており、本遺跡の本質的価値を改めて認識し、現状と課題を整理した上で、より良好な状態で未来へ継承するための保存、活用、整備、運営の方向性と具体的な取組を定めることを目的としている。

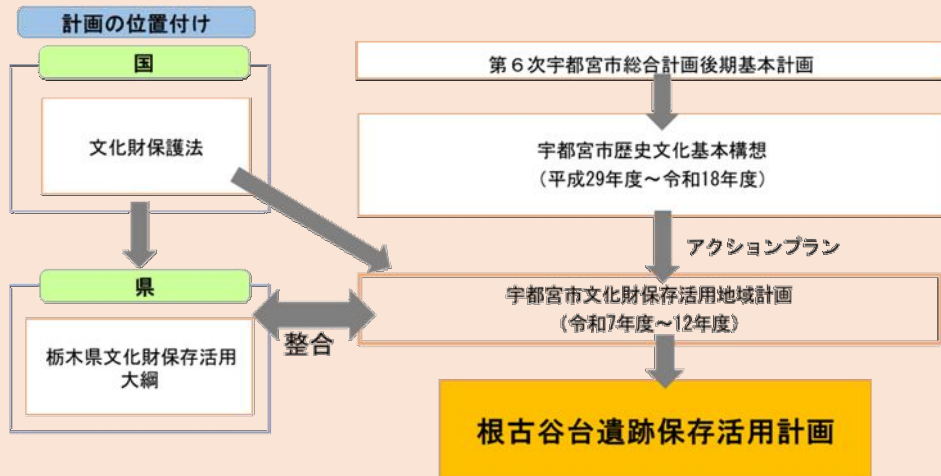
### (3) 計画の対象範囲

史跡の保存と活用を万全なものにするため史跡指定地のほか、西、南側の隣接活用地と東側に広がる埋蔵文化財包蔵地である根古谷台遺跡についても対象範囲とし、一体的な保存・活用を図ることとする。

### (4) 委員会の設置

考古学などの学識経験者と関係団体及び個人、市民公募によって選出された委員で構成され、指導・助言者として、文化庁文化財第二課及び栃木県文化振興課も同席。

### (5) 関連する計画と法令



## 第2章 史跡の環境

### (1) 地理的環境

根古谷台遺跡は宇都宮市西郊に位置し、思川支流の姿川が侵食してできた舌状台地の先端付近に立地している。

### (2) 歴史的環境

- 1 宇都宮市の歴史(先史・古代、中世・近世、近・現代を記載)
- 2 根古谷台遺跡周辺の文化財等を記載

### (3) 都市的環境

- 1 市街地の密集度の推移
- 2 目指すまちづくり(スーパースマートシティ、NCC)
- 3 観光動向
- 4 文化財展示施設・文化財保存管理施設

## 第3章 史跡の概要

### (1) 史跡の立地と環境

本遺跡は、鹿沼台地の東縁部で、姿川と武子川の合流点に形成された細長い舌状台地上に立地している。姿川は北西の古賀志山地東麓に源を発し、大谷丘陵を抜けてほぼ南流するが、かつては激しく蛇行する暴れ川で、本遺跡の立地する舌状台地東縁部もこの蛇行により浸食を受けている。遺跡の周辺にはコナラやクリの森が広がり、動物や木の実などの食料、建築材や薪などの資源や魚や貝類といった食料も豊富だったと推定されています。

### (2) 指定に至るまでの経緯

昭和55年に市営第2墓園(聖山公園)の造成地として根古谷台遺跡を含む台地が選定される。昭和57年から5か年計画で発掘調査を実施。大集落が発見されたことから、さらに1年間延長。全国的にも最大級の建物群や墓域内の数基の墓穴から貴重な玦状耳飾や首飾等が出土。

庁内協議を経て、当時の増山市長の決断により、同遺跡を墓園造成計画から除外。文化庁及び県と協議し「根古谷台遺跡」として、指定申請を行う。

### (3) 史跡等の指定

本遺跡は昭和63年5月17日に国指定史跡、玦状耳飾り等出土品は平成2年6月29日に国の重要文化財に指定となる。

### (4) 史跡指定後の研究成果

近年の研究により、出土した乳白色の状耳飾や管玉等は大陸産ネフライトで制作された可能性が指摘されている。特に状耳飾は大陸との関係が指摘されている遺物であることから、日本列島に伝来した可能性や当時の人々の交流の在り方等を考える上で参考となる。

## 第4章 史跡の本質的価値

### (1) 史跡としての価値

#### 【根古谷台遺跡の本質的価値】

- 長方形大型建物等の特殊な建物群が墓域を囲むように配置する他に類のない縄文時代前期の環状集落である。
- 墓坑出土の玦状耳飾り等は、当時の装身具の広がり及び副葬品としての納置の実態を復原する上で重要であるとともに、縄文時代前期の玉作技術の一端を知る上で貴重な資料である。
- 縄文人の暮らしを体感できる景観が残されている。

### (2) 史跡公園としての価値

- 集落景観の再現
- 長方形大型建物の復原

## 第5章 史跡の現状と課題

### (1) 保存の現状と課題

保存面…適切な遺構保存のための公有地化、樹木高木化による地下遺構への影響、未調査部分に係る調査実施方法やあり方の検討

活用面…復原建物の活用方法、管理団体の高齢化、人手不足、情報発信不足に対する対応の検討

整備面…墓壇の排水機能の低下、復原建物の劣化、樹木の高木化、サイン施設、園路・自然散策路の劣化、展示施設の設備改修に対する対応の検討

管理面…管理体制、管理業務の見直し、指定管理者との連携の検討

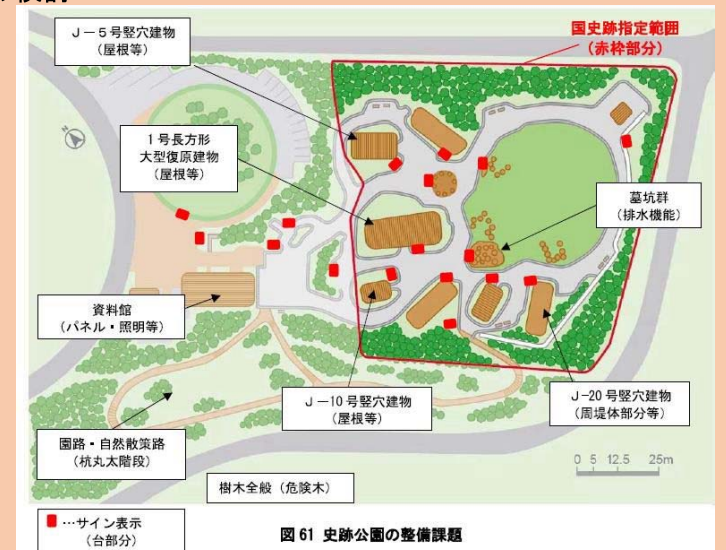


図 61 史跡公園の整備課題

## 根古谷台遺跡保存活用計画について【概要】

### 第6章 史跡の保存と活用に関する基本方針

#### (1) 計画の方向性

昭和63年に策定した「保存整備事業基本計画」による方針を継承。さらにSDGsの理念を尊重し、下記目標の達成に向けた管理・運営を行う。

【目標4 質の高い教育をみんなに】

【目標11 住み続けられるまちづくり】

#### (2) 基本方針

基本方針①史跡を未来へ継承するための適切な保存

基本方針②史跡を理解するための復原建物等の展示物の適切な管理

基本方針③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用

基本方針④史跡の特徴を生かした学習と活用につなげる環境の整備

基本方針⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営

### 第7章 史跡の保存と管理

#### (1) 保存の方向性

地下遺構保存のための公有地化、再整備を見据えた現状変更の取扱基準の設定、未調査部分の調査方法やあり方の検討

#### (2) 保存の具体的な取組(基本方針①)

復原建物の茅葺屋根の落下防止対策 等

#### (3) 現状変更取扱基準

表を参照

#### (4) 管理の方向性

基本的な管理は指定管理者、樹木高木化や復原建物の経年劣化による対応等は市が長期的な計画に基づいて管理。施設内における遺物の適切な保存の検討

#### (5) 管理の具体的な取組(基本方針②)

復原建物等展示物の修繕計画と管理マニュアル作成 等

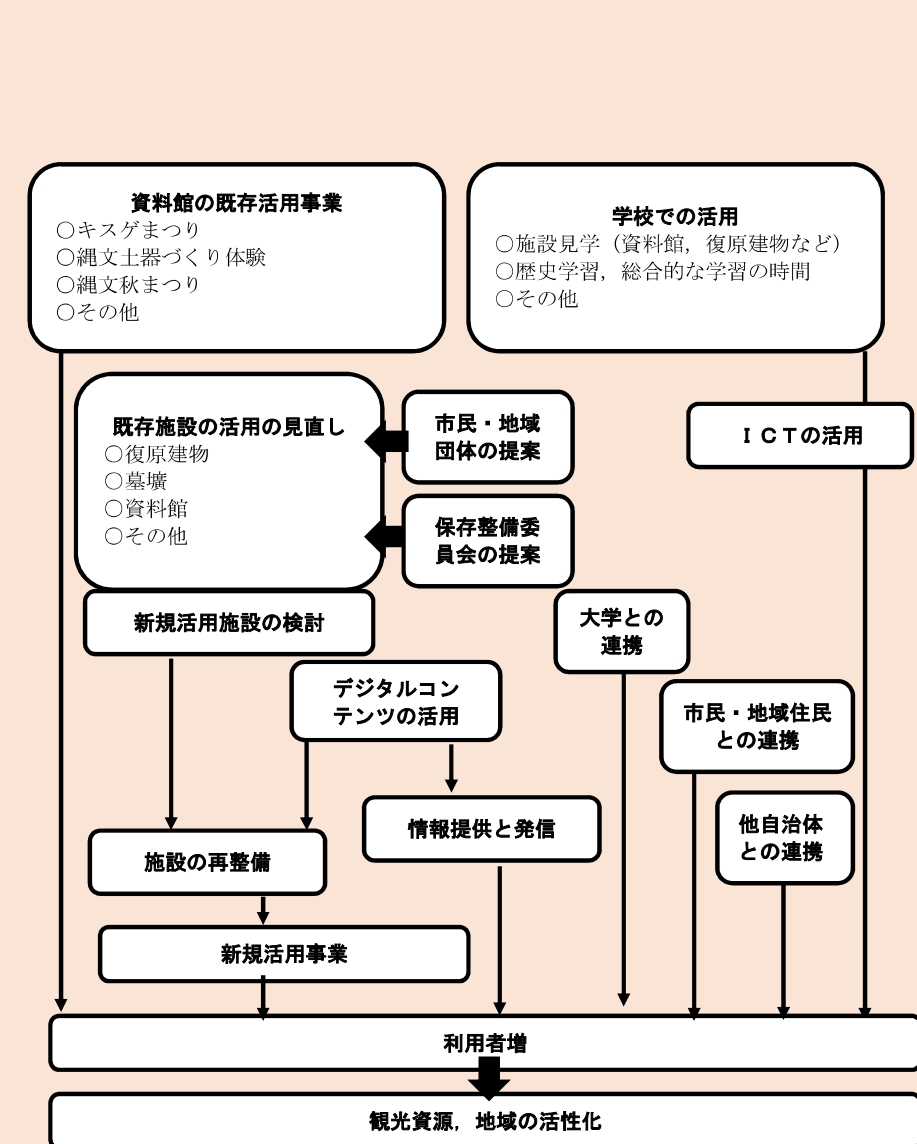
### 第8章 史跡の活用

#### (1) 活用の方向性

歴史教育だけでなく、自然・環境教育、観光資源としての活用、復原建物内部の活用、**デジタル技術の導入**、施設活用、情報発信方法の見直し、事業の安定した継続に向けた後継者の育成

#### (2) 活用の具体的な取組(基本方針③)

史跡に親しむ体験型事業の充実 等



### 第9章 史跡の整備

#### (1) 整備の方向性

再整備にあたっては、以下の点に留意しながら計画を進める。

①史跡を適切に保存することができる整備とすること

②史跡の本質的価値を分かりやすく展示し、誰もが楽しく学べること

③最新の研究成果を取り入れること

④体験などの活用の幅が広がること

⑤来園者が安全、快適に利用できること

#### (2) 具体的な取組(基本方針④)

復原建物の茅葺屋根の補修方法の検討

デジタルコンテンツを活用した展示手法の検討 等

(例)復原建物の一部デジタル化など

### 第10章 史跡の運営

#### (1) 運営の方向性

指定管理者による運営体制は今後も維持しつつも業務内容や管理体制を見直しを検討。保存活用計画の方針に沿って、計画的に保存、管理、活用、整備を進めていく。

#### (2) 運営の具体的な取組(基本方針⑤)

史跡再整備の計画を文化庁と栃木県の指導・助言のもと進める 等

### 第11章 実施計画

・根古谷台遺跡保存活用計画の期間は令和8年から5年間とする。その後も史跡の保存、管理、活用を継続し、経過観察をする。

※詳細は表を参照

### 第12章 経過観察

・PDCAサイクルの考え方のもとで、定期的に運営状況を確認し、計画の見直しを図る。

※詳細は【史跡等の自己点検表】を参照

### 資料

関係法令等を記載